



宮崎県公報

平成26年1月9日(木曜日) 第2554号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社

発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目次

告示

- 有害興行の指定……………(こども家庭課) 1
○林業種苗生産事業者の登録内容の変更……………(森林経営課) 2
○都市計画の変更……………(都市計画課) 2

公告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商工政策課) 2

- 大規模小売店舗の変更に関する届出……………(商工政策課) 3
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見(2件)……………() 3

公安委員会規則

- 宮崎県警察職員賞じゅう金支給規則の一部を改正する規則…………… 4

監査委員公告

- 監査結果に基づき講じた措置の公表…………… 4

告示

宮崎県告示第2号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例(昭和52年宮崎県条例第27号)第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成26年1月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題名	製作・配給会社名	指定年月日
25年-74	映画	非道徳白書 性欲に負けた義母	新田組 ＜新日本映像＞	平成25年12月24日
25-75	映画	妻の誘惑 完全なる性感帯	上垣組 ＜新日本映像＞	
25-76	映画	露出願望 見られたい人妻	国沢組 ＜オービー映画＞	
25-77	映画	覗く女 隣室のあえぎ	渡辺(元)組 ＜大蔵映画＞	
25-78	映画	天女の交わり めくもり昇天	渡辺(元)組 ＜オービー映画＞	
25-79	映画	花鳥籠	アイモーション ＜「花鳥籠」製作委員会＞	
25-80	映画	いんらんな女神たち	池島組 ＜オービー映画＞	
25-81	映画	人妻喪服プレイ 夫に見られて	深町組 ＜新東宝映画＞	
25-82	映画	女教師と教え子 一罪名、婦女暴行なりー	清水組 ＜新日本映像＞	
25-83	映画	最強ゾンビ・ハンター (原題) ZOMBIE HUNTER	アットエンタテインメント (アメリカ)	
25-84	映画	アデル、ブルーは熱い色 (原題) La vie d'Adèle chapitres 1 et 2	コムストック・グループ (フランス)	
25-85	映画	ダリオ・アルジェントのドラキュラ (原題) DARIO ARGENTO'S DRACURA	アンプラグド (イタリア、フランス、スペイン)	

25 -86	映画	17歳 (原題) YOUNG & BEAUTIFUL	キノフィルムズ (フランス)
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。		

宮崎県告示第 3 号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者の登録内容を変更した。

平成26年1月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	変更した者	変更した事項	変更前	変更後
1282	住友林業株式会社 山林環境本部 山林・環境部 日向山林事業所	生産事業者の名称	住友林業フォレストサービス株式会社 日向山林事業所	住友林業株式会社 山林環境本部 山林・環境部 日向山林事業所

宮崎県告示第 4 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県延岡土木事務所及び延岡市都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成26年1月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類及び名称

日向延岡新産業都市計画道路 3・5・11号 富美山通線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

延岡市中川原町5丁目の一部

(2) 削除する部分

なし

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成26年1月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) イオン多々良ショッピングセンター

延岡市多々良土地地区画整理事業地内19-1-3街区 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イオン九州株式会社 代表取締役 山口聡一
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イオン九州株式会社 代表取締役 山口聡一
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

その他未定

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成26年8月19日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

10,055㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

A棟東側（駐車場No.1） 299台

B棟東側（駐車場No.2） 106台

A棟敷地北東側（駐車場No.3） 48台

A棟敷地北側（駐車場No.4） 64台

A棟敷地北西側（駐車場No.5） 167台

合計 684台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

A棟東側（駐輪場No.1） 60台

B棟東側（駐輪場No.2） 60台

合計 120台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

A棟西側（荷さばき施設No.1） 144㎡

B棟南側（荷さばき施設No.2） 50㎡

合計 194㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

A棟内西側（廃棄物保管施設No.1） 83.39㎡

B棟南側（廃棄物保管施設No.2） 14.2㎡

合計 97.59㎡

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

24時間営業（イオン九州株式会社）

開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後12時（その他の小売業を行う者）

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間（駐車場No.1）

午前6時30分から午前0時30分まで（駐車場No.2）

午前6時30分から午後10時まで（駐車場No.3から5まで）

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3箇所 A棟敷地北側、東側及び南側（駐車場No.1）

2箇所 B棟敷地北側及び南側（駐車場No.2）

1箇所 駐車場No.3敷地南側（駐車場No.3）

1箇所 駐車場No.4敷地南側（駐車場No.4）

1箇所 駐車場No.5敷地東側（駐車場No.5）

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間（荷さばき施設No.1）

<p>午前 6 時から午後 10 時まで (荷さばき施設 No. 2)</p> <p>8 届出年月日 平成 25 年 12 月 18 日</p> <p>9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成 26 年 1 月 9 日から平成 26 年 5 月 9 日まで</p> <p>10 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 平成 26 年 1 月 9 日から平成 26 年 5 月 9 日まで</p> <p>11 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 6 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成 26 年 1 月 9 日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) ドラッグコスモス財光寺南店 日向市財光寺南土地区画整理事業地内 33 街区④ 外</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号 第一福岡ビル S 館 4 階</p> <p>3 変更しようとする事項 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 大規模小売店舗において荷さばきを行うことができる時間帯 (変更前) 24 時間 (変更後) 午前 6 時から午後 10 時まで</p> <p>4 変更する年月日 平成 25 年 12 月 18 日</p> <p>5 変更する理由 搬入計画の見直しのため</p> <p>6 届出年月日 平成 25 年 12 月 17 日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務</p>	<p>事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成 26 年 1 月 9 日から平成 26 年 5 月 9 日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 平成 26 年 1 月 9 日から平成 26 年 5 月 9 日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。) 第 8 条第 1 項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>平成 26 年 1 月 9 日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 生活協同組合コープみやざき浜町店 延岡市浜町 5114 番地 3 外</p> <p>2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法附則第 5 条第 1 項の規定による届出 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更 平成 25 年 9 月 9 日</p> <p>3 意見の概要 意見なし</p> <p>4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成 26 年 1 月 9 日から平成 26 年 2 月 10 日まで</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。) 第 8 条第 1 項の規定により、三股町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>平成 26 年 1 月 9 日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドラッグコスモス樺山店 北諸県郡三股町大字樺山 4672-67 外</p> <p>2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第 6 条第 1 項の規定による届出 大規模小売店舗の名称の変更 平成 25 年 10 月 3 日</p> <p>3 意見の概要 意見なし</p> <p>4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課</p>
--	--

、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城
県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務
事務所総務商工センター

(2) 期間

平成26年1月9日から平成26年2月10日まで

公安委員会規則

宮崎県警察職員賞じゅつ金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年1月9日

宮崎県公安委員会委員長 藤 田 紀 子

宮崎県公安委員会規則第1号

宮崎県警察職員賞じゅつ金支給規則の一部を改正する規則

宮崎県警察職員賞じゅつ金支給規則（昭和43年宮崎県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>別表第1（第4条関係）</p> <p>殉職者賞じゅつ金</p> <p>[略]</p> <p>備考</p> <p>1 1の項左欄に該当する者であって、上司の命を受けて特に生命の危険が予想される地域に出動し、<u>危害を加えられる</u>ことが予断できるにかかわらず、生命の危険を顧みることなくその職務を遂行したことに基^ていて危害を受けた結果死亡したと認められるものに係る殉職者賞じゅつ金は、同項右欄に規定する額にその額の10割以内の額を加算した額とすることができる。</p> <p>2 [略]</p>	<p>別表第1（第4条関係）</p> <p>殉職者賞じゅつ金</p> <p>[略]</p> <p>備考</p> <p>1 1の項左欄に該当する者であって、上司の命を受けて特に生命の危険が予想される地域に出動し、<u>危害を加えられ、又は災害を被る</u>ことが予断できるにかかわらず、生命の危険を顧みることなくその職務を遂行したことに基^ていて危害又は<u>災害</u>を受けた結果死亡したと認められるものに係る殉職者賞じゅつ金は、同項右欄に規定する額にその額の10割以内の額を加算した額とすることができる。</p> <p>2 [略]</p>
<p>別表第2（第5条関係）</p> <p>障害者賞じゅつ金</p> <p>[略]</p> <p>備考</p> <p>1・2 [略]</p>	<p>別表第2（第5条関係）</p> <p>障害者賞じゅつ金</p> <p>[略]</p> <p>備考</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 この表の1の欄に該当する者であって、<u>上司の命を受けて特に生命の危険が予想される地域に出動し、危害を加えられ、又は災害を被る</u>ことが予断できるにかかわらず、生命の危険を顧みることなくその職務を遂行したことに基^ていて危害又は災害を受けた結果障害者となったと認められるものに係る障害者賞じゅつ金は、同欄の各等級に規定する額にその額の10割以内の額を加算した額とすることができる。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

監査委員公告

平成25年9月5日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年1月9日

- 宮崎県監査委員 宮 本 尊
- 宮崎県監査委員 山 口 博
- 宮崎県監査委員 横 田 照 夫
- 宮崎県監査委員 十 屋 幸 平

1 県の機関を対象とした定期監査

機関名	監査の結果	講じた措置
消費生活センター	旅費について、自家用車利用時の通勤手当との調整を誤り支給不足となっているものが散見された。善処を要する。（注意事項）	指摘のあった旅費の調整の誤りについては、平成25年度の事務処理においても同様の誤りが認められたため、過年度分と合わせて不足分の追加給付を7月31日に行った。 今回の件は、平成23年9月に見直しが行われた旅費の取扱いについて、誤った理解をしていたことによるものであることから、今後は、必要に応じ関係課に確

		認するなど、旅費規程に基づく適正な事務執行を行うよう努める。			いて、額の確定時に納員への合議を行っていない。留意を要する。(注意事項)	る。
宮崎県 税・総 務事務 所	県税収入について、収入未済率が前年度に比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(要望事項)	平成24年度の県税収入未済額は、前年度比で32,946千円余、収入未済率にして0.05ポイント増加することとなった。 当事務所の収入未済額のうち、約85%を占める個人県民税は、賦課徴収権が市町にあることから、地方税徴収対策会議等を開催して管内市町と連携強化を図るとともに、従前から行っている「直接徴収」や「併任人事交流」に加え、現在「個人住民税の特別徴収適正化に向けた行動プラン」に基づいた特別徴収の推進に取り組んでいるところである。 特に宮崎市とは、合同で特別徴収推進のための事業所訪問や、市長・宮崎県税・総務事務所長連名で467の事業所に特別徴収事前通知を送付するなど、その取組を強化したところである。 今後とも、関係機関と十分連携しながら効果的な徴収対策を行い、収入未済額の圧縮に取り組んでまいりたい。			処分決定されている重要備品について、その後の処理がなされていないものが見受けられた。善処を要する。(注意事項)	処理がなされていない重要な重要備品については、直ちに処分を行った。 今後は、物品管理事務の手引に基づき、速やかに処分するよう適正な事務処理に努める。
				国保・ 援護課	生活保護費返還金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の取組が望まれる。(要望事項)	生活保護費返還金については、各福祉事務所に対し、生活保護法施行事務監査や各種会議等において、返還金の決定及び徴収等の適正実施に努めるよう指導助言を行っているところである。 また、各福祉事務所においても、未収金対策会議の開催や、未収金徴収強化月間の設定による重点的な納入指導を行うとともに、債権管理事務嘱託員の活用を図るなど、収入促進に努めているところである。 今後とも、各福祉事務所に対し、収入促進に努めるよう指導を行うとともに、返還金の原因となりやすい週及年金等の収入状況の把握に努めるよう、併せて指導助言を行うこととする。
				こども 家庭課	非常勤職員の休暇処理について、有給休暇の取得後に届出を行っているものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)	休暇の届出漏れがないよう内部チェック体制の強化を図るとともに、突発的な休暇処理を代理申請にて処理することにより再発防止に努めることとした。
				中央福 祉こ どもセ ン ター	生活保護費返還金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(注意事項)	生活保護返還金については、家庭訪問等を粘り強く行って納付を促し、生活保護費支給日に債権管理事務嘱託員が立ち会うなどして、その徴収に努めている。 また、未収金の原因となりやすい週及年金や、保険及び給与収入等については、受給者へ速やかな届出を行うよう指導を徹底し、保護世帯の収入額の早期把握と滞納の発生防止に努めている。
小林県 税・総 務事務 所	住居手当について、過払となっているものがあった。善処を要する。(注意事項)	住居手当の過払については、平成25年7月19日に該当職員の戻入を完了した。 今後は、給与条例等に基づき適正な事務処理に努める。				
西臼杵 支庁	狩猟免許更新申請手数料について、証紙に消印が押されていないものがあった。善処を要する。(注意事項)	直ちに適正に消印処理を行った。 今後は、宮崎県収入証紙条例施行規則第9条に基づき適切に処理を行うとともに、証紙消印の確認については、事業担当者の事務処理後、担当リーダー並びに担当課長による書類確認を行うよう努める。				
	概算払をしたシカ・サル対策指導捕獲員設置事業に関する業務委託につ	今後は、決裁区分の確認を徹底し、財務規則に基づいた適正な事務処理に努				

		さらに、未収となっている案件については、年3回の未収金対策会議において、収納率の目標設定や対象者のリスト作成を行い、その達成のために、徴収強化期間を設け、夜間訪問等により徴収を行うほか、年間を通じ、家庭訪問や文書催告を行い、債権管理事務嘱託員と連携を図りながら未収金回収に取り組んでいくこととする。			中的な償還指導を行う。 また、年3回の償還指導強化月間には納入指導を強化することとする。
南部福祉こどもセンター	旅費について、交通手段の確認が不十分であったため過払となっているものが散見された。 また、自家用車実測距離の端数処理を誤り、過払となっているものがあった。善処を要する。(注意事項)	交通手段の確認が不十分であった講師旅費及び、自家用車実測距離の端数処理の誤りによる過払については、講師及び非常勤職員本人から速やかに返還の手続を行った。 今後は、旅行命令作成の際、内部のチェック体制の強化を図り、適正な事務処理を行うこととした。		旅費について、旅行雑費が重複して支給されているものがあった。善処を要する。(注意事項)	当該旅行雑費については、速やかに戻入処理を行った。 今後はチェック体制を強化し、同様の誤りがないように再発防止に努めることとした。
	庁舎清掃業務委託等について、契約書の内容に不備なものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)	庁舎清掃業務委託等庁舎管理に係る委託契約については、新たに実績報告書の様式を定める等、平成25年度分から契約書の内容の不備を改善した。 今後は、財務規則等根拠法令について職員への周知徹底を図り、適正な契約事務を行うこととした。		高等技能訓練促進費について、交付申請に必要な添付書類に不備があった。留意を要する。(注意事項)	当該不備については、平成25年6月14日に添付書類を整備した。 今後は、必要な添付書類のチェックを強化し、適正な事務処理に努めることとした。
児湯福祉事務所	生活保護費返還金等について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(指摘事項)	生活保護費返還金については、未収対策の会議を随時開催し、全所的・具体的な対策を講じる。さらに収入促進強化期間を設定し、電話や訪問による返還指導及び行方不明者の住所確認を強化する。 また、被保護者に係る年金調査や課税状況調査等を適期に実施し、収入未済の原因となる遡及年金等の受給状況の早期把握に努める。 母子寡婦福祉資金貸付金については、償還会議を毎月開催し、滞納状況の確認や個別の対応策を協議するとともに、当該月の償還指導強化対象者を決定し、集	中央保健所	公衆電話委託手数料について、受入処理が適当でないものがあった。善処を要する。(注意事項)	「公衆電話類設置事務取扱要領」に沿った、適正な受入処理の徹底を図ることとした。
				特殊勤務手当について、過払となっているものがあった。善処を要する。(注意事項)	重複支給していた手当について、直ちに戻入処理を行った。 今後は、業務従事実績簿のチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。
				物品の処分について、売払代金の収納前に引渡しを行っているものがあった。留意を要する。(注意事項)	「物品管理事務の手引」に沿った適正な処分を行い、取扱いに誤りがなく十分なチェックを行っていくこととした。
			日南保健所	住居手当について、過払となっているものがあった。善処を要する。(注意事項)	過払となっていた住居手当については、6月の支給分で減額調整した。 今後は、認定に係るチェックを強化し、再発防止に努めることとした。
				旅費について、交通費の算出を誤り支給不足となっているものや旅行雑費が重複して支給されているものがあった。善処を要する。(注意事項)	交通費の算出誤りによる支給不足については、追給額を速やかに支払った。 重複して支給された旅行雑費については、速やかに戻入を行った。 今後は、内部チェック体制の充実を図り、適正な事務処理に努めることとした。
				庁外で使用する備品について、備品使用簿に登記していないなど管理が	備品(研修用パソコン)を、庁外へ持ち出す際には必ず「備品持ち出し使用願

	適正に行われていなかった。留意を要する。(注意事項)	」により、所属長の許可を取ってから持ち出すこととした。			整理した。 今後、工事打合せ簿については、複数での処理確認を行い適正な事務処理に努める。
都城保健所	特殊勤務手当について、過払となっているものが見受けられた。善処を要する。(注意事項)	過払となった特殊勤務手当については、直ちに戻入処理を行った。 今後、職員に対して特殊勤務手当の同一日重複支給はできないことを周知するとともに、給与支給担当者による特殊勤務手当命令簿の確認の徹底及び決裁時の上司によるチェック体制の強化を行い、再発防止に努めることとした。		庁舎敷地内除草及び樹木管理業務委託について、契約書に検査に関する事項が規定されていなかった。留意を要する。(注意事項)	平成25年度当該委託契約については、契約書に検査に関する事項を規定した。 今後は、財務規則等に基づいた内容の十分な検討、確認を行い、適正な事務処理に努める。
	クリーニング所開設届について、必要な添付書類が不足しているものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)	クリーニング所開設届については、これまで書類内容の確認の際に使用していた審査票の見直しを行い、「添付する書類及び内容」をより詳細に記載し、漏れなく確認できるように改訂した。 これにより、届出書受付時の確認を確実に行うとともに、決裁時におけるチェック体制の強化を行うこととした。		北諸県農林振興局	非常勤職員の報酬について、支給不足となっているものがあつた。善処を要する。(注意事項)
観光推進課	スポーツランドみやざき施設等整備促進事業補助金について、交付決定事務の遅れているものがあつた。留意を要する。(注意事項)	今後は、補助金交付決定事務に係る進捗状況の管理を徹底し、事務が滞ることのないよう適正な事務処理に努める。		宮崎の畜産新生モデル畜舎整備事業費補助金について、繰越分の支出負担行為額に誤りがあつた。善処を要する。(注意事項)	補助金の年度内執行額及び繰越確定額の積算において、事業主体への確認や本庁事業担当課との連携に不備な点があつたため、誤りが起こってしまった。 今回の注意事項に関しては、支出負担行為額の是正についての整理を行った。 今後は、補助金の交付決定事務の進捗状況管理について徹底し、再発防止に努める。
漁村振興課	カワハギ量産化技術開発事業に関する委託について、契約書の内容に不備なものがあつた。留意を要する。(注意事項)	分割による概算払を行う契約書については、概算払を行う旨の記載だけでなく、支払時期及び金額を記載することとした。 平成25年度の契約については対処済みであり、今後も契約事務の適正な処理に努める。	西諸県農林振興局	私用分電報料金の調定について、納入期限を誤っているものがあつた。留意を要する。(注意事項)	私用分電報料金の納期限が、NTT電話料金の支払日より後になったものである。 今後は、宮崎県財務規則に基づき、適正な事務執行に努める。
中部農林振興局	立竹木の補償契約書について、対象物件の所在地の表示が適切でないものが見受けられた。留意を要する。(指摘事項)	今後は、土地改良事業用地事務取扱要領に基づき、補償金算定書、図面及び写真等との比較照合をこれまで以上に厳密に行い適正な事務処理に努める。		物品の処分について、売払代金の収納前に引渡しを行っているものがあつた。留意を要する。(注意事項)	今後は、物品管理事務の手引に基づき、適正な事務処理に努める。
	林地荒廃防止事業(城平)について、工事打合せ簿が適切に処理されていなかった。留意を要する。(指摘事項)	本件については、直ちに書類の確認を行い、平成25年6月26日までに、監査時に不足していた書類をすべて工事打合せ簿に綴じ込み		総合農業試験場	通勤手当について、過払となっているものがあつた。善処を要する。(注意事項)
				総合農業試験場茶業支場における中切作業委託について、検査員が監督員を兼ねているものがあ	今後は、宮崎県財務規則に基づき、適正な事務処理に努める。

	った。留意を要する。(注意事項)			する。(注意事項)	理簿の確認を複数の職員で行うなどチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めることとした。
水産試験場	防災無線子局及び観光案内板について、行政財産の目的外使用許可の申請が行われていなかった。善処を要する。(指摘事項)	直ちに許可申請書の提出を求め、目的外使用許可を行った。 今後は、許可手続に漏れないよう、十分なチェック体制の強化を図るとともに、公有財産取扱規則等に基づき適正な事務処理に努める。		物件等調査業務の委託について、変更後の委託額が契約書省略の基準となる額を超えたにもかかわらず、契約書を作成していないものがあった。留意を要する。(注意事項)	契約事務においては、担当内の複数職員によるチェック体制とするとともに、財務規則に基づき契約内容の確認徹底を行い、適正な事務処理に努めることとした。
河川課	「全国なぎさシンポジウム in みやざき」企画等に関する業務委託について、変更契約書の作成が遅れていた。留意を要する。(注意事項)	委託業務の進捗状況の確認が十分でなく、契約の決裁事務が遅れたものであるが、今後は、進行管理用の業務執行計画書を作成し、担当、担当リーダー、担当補佐の三者でチェックを行う等、確実な進行管理を行うこととした。		物品の処分について、売払代金の収納前に引渡しを行っているものがあった。留意を要する。(注意事項)	今後は、財務規則や物品管理事務の手引による処理方法に基づき、適正な事務処理に努めることとした。
都市計画課	組合等施行土地地区画整理事業補助金について、額の確定通知が行われていなかった。善処を要する。(指摘事項)	指摘のあった補助金については、額の確定通知を速やかに行った。 今後は、「補助金等の交付に関する規則」に基づき適正に処理するとともに、担当リーダーをはじめ、担当内全ての職員で事案を認識し、引継書に明記するなど再発防止を図ることとした。	串間土木事務所	旅費について、宿泊料の調整誤り等により支払額を誤っているものが散見された。善処を要する。(注意事項)	誤って支払われた旅費については、過払分は戻入済であり、支給不足分は追給済である。 今後は、職員の旅費に関する条例、関係通知等の周知徹底を図り、適正な事務執行を図ることとした。
建築住宅課	三ツ枝B団地駐車場用地に係る普通財産貸付料について、調定事務が遅れているものが見受けられた。留意を要する。(指摘事項)	調定事務について、時期及び内容の確認を複数の職員で確実にし、財務規則及び公有財産取扱規則に基づいた適切な手続を行うよう関係職員に周知徹底した。	小林土木事務所	砂防設備占用料について、調定額の算定を誤り過徴収となっているものがあった。善処を要する。(注意事項)	砂防設備占用料の過徴収金については、相手方に返還済である。 今後は、職員に対して関係規定の周知を図るとともに、占用料の算定に当たっては複数の担当者がチェックを行うこととした。
	宮崎県建築物防災展実施業務委託について、予定価格調書が作成されていなかった。留意を要する。(指摘事項)	契約事務について、財務規則に基づき適正に処理するよう周知徹底を図るとともに、確認体制を強化した。	高岡土木事務所	旅費について、旅行雑費が重複して支給されているものがあった。善処を要する。(注意事項)	重複支給分については返納済である。 公用車使用運行簿の個人別集計表を作成し、重複支給を防止するため、チェック方法の見直しを行った。 今後、このようなことがないように努めることとした。
宮崎土木事務所	特殊車両通行許可申請手数料について、証紙の消印の方法が適当でないものが見受けられた。善処を要する。(注意事項)	証紙の消印の方法が適当でないものについては、申請書と証紙の彩紋にかけて、明瞭に消印した。 今後は、宮崎県収入証紙条例施行規則に基づき、適正な事務処理に努めることとした。	日向土木事務所	物品(塩化カルシウム)購入事務について、予定価格調書が作成されていないなど契約事務が適当でなかった。留意を要する。(指摘事項)	指摘のあった契約については、平成25年度契約分から適正な契約事務に是正している。 今後は、適正な契約事務の執行に努めることとした。
	非常勤職員の報酬について、過払となっているものがあった。善処を要する。(指摘事項)	報酬の過払については、戻入を完了した。 今後は、出勤簿、休暇処	北部港湾事務所	海岸漂着物撤去業務委託について、契約書の内容に不備なものがあった。留意を要する。(注意事項)	今後は、契約書作成に当たり、業務内容と契約内容を十分に精査した上で契約書の作成を行うようにする。

		また、所属内のチェック体制を強化し再発防止に努めることとした。			ている。 今後とも、更なる収入促進に取り組み、育英資金事業の安定した運営ができるよう努めていく。	
県議会事務局	政務調査費について、提出された収支報告書の内容確認が不十分なものがあつた。善処を要する。(注意事項)	提出された収支報告書の訂正報告を受け、過払となつた額について、返還を受けた。 今後は、議会事務局等において、収支報告書のチェックを更に徹底し、再発防止に努める。		スポーツ振興課	のびのび食育実践事業委託等について、契約書の作成が遅れているものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)	業務委託について、今後は、業務の委託期間を年度当初に確認するなど、適切な時期に契約書の作成が行えるよう、改善を図る。
財務福利課	育英資金貸付金等について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(指摘事項)	育英資金貸付金等の未済額が増加している主な原因は、返還者の増加に伴う返還総額の増加や、経済状況の悪化に伴う未就労・収入減等による滞納の増によるものである。 平成24年度より、育英資金事業の円滑な運営と経理の明確化を図るために、これまで一般会計で運営していた育英資金事業を特別会計により運営することとした。 特別会計による運営のもとで、滞納額の縮減と滞納の長期化防止のため、平成24年度から専門職員(債権管理員)を3名から5名に増員し、滞納者や連帯保証人に対する電話催促や訪問指導を強化している。 また、貸与申請の段階で本人や保護者へ返還についてきめ細やかな説明を行い、返還に対する意識づけの徹底を図っている。 これらの取組に加えて、平成25年度から貸与額の選択制を導入し、これまでより低い額を選択でき、返還時の負担を軽減するとともに、返還金の口座振替制度を導入し、返還者の利便性と収納率の向上を図ることにより、新たな滞納の未然防止に取り組んでいる。 また、「育英資金返還促進強化事業」により、新規返還者に対する架電催促業務の外部委託や支払う意思のない長期滞納者等に対する法的措置を行うこととし		埋蔵文化財センター	旅費について、旅行雑費の調整誤りにより過払となっているものがあつた。善処を要する。(注意事項)	監査後、直ちに旅費の正当な金額を計算し、過年度戻入処理を行い、5月29日に納入されたことを確認した。 今後は、旅費規程及び手引書等を十分確認するとともに、決裁の際のチェック体制をさらに強化し、同様の誤りがないよう再発防止に努める。
				宮崎農業高等学校	備品の購入について、年度末に購入されているものが散見された。計画的な執行が望まれる。(要望事項)	本件は、備品の一部を年度末に購入していたものである。 今後は、速やかに備品購入計画を作成し、計画的に備品を購入することとし、効率的かつ有効的な予算の執行に努める。
				宮崎西高等学校	概算払の旅行命令について、旅行完了後の精算手続が大幅に遅れているものがあつた。留意を要する。(指摘事項)	本件は、職員に概算払した旅費で旅行完了後1週間以内に精算を行う必要があるものについて、確認が十分に行われておらず、精算手続が遅れていたものである。 今後は、旅費精算時のチェックを強化し、適切な時期に精算手続を行うよう努める。
					旅費について、精算払の確認に必要な書類がないものがあつた。善処を要する。(注意事項)	本件は、精算払により支給した職員の県外旅費において、必要となる領収書の確認が十分に行われていなかったものである。 監査指摘後、速やかに確認を行った。 今後は、旅費精算時のチェックを強化し、適正な事務処理に努める。
				佐土原高等学校	特殊勤務手当について、支給不足となつているものがあつた。善処を要する。(注意事項)	本件は、職員の教育業務連絡指導手当について、従事日数の確認不足のため支給不足となつていたもので

		ある。 監査指摘後、速やかに該当月の手当額の追給手続を行った。 今後は、給与支給事務に係るチェックを強化し、適正な事務処理に努める。			の検査時期が遅れていた。留意を要する。(指摘事項)	
高城高等学校	学校諸証明交付手数料について、証紙収納簿に登録する収納金額を誤っているものがあった。留意を要する。(注意事項)	本件は、証明書申請用紙に貼付してある証紙の金額を合計する際、計算誤りに気付かずに収納金額を登記していたものである。 今後は、複数の職員によるチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めることとする。		宮崎北警察署	旅費について、旅行雑費が重複して支給されているものがあった。善処を要する。(注意事項)	平成25年6月24日、重複支給分400円(200円×2名)を戻入した。 再発防止策として、複数人でチェックを行い、誤支給の防止に努めることとした。
延岡高等学校	消防用設備等点検業務委託について、検査員の下命のないものがあった。留意を要する。(注意事項)	本件は、年度開始前準備行為で予算執行何を作成した際に、検査員を下命していなかったものである。 今後は、財務規則等関係法令にのっとり適正に事務を執行していくとともに、学校内におけるチェック体制の強化を図っていくこととする。		企業局	綾水系ダム設備点検整備業務委託契約について、契約書で定めた期間内に完了していなかった。留意を要する。(注意事項)	契約書で定めた期間内に業務が完了するよう、進捗状況の把握及び業者への指導等を徹底するとともに、検査における関係書類の審査を適正に実施することにより、再発防止の徹底を図る。
門川高等学校	貯水槽自動給水ポンプユニット修繕工事等や家用電気工作物保安管理業務委託等について、支出負担行為の整理時期が遅れているものが散見された。留意を要する。(注意事項)	本件は、工事請負費及び委託料について、契約を締結するときに整理すべき支出負担行為が遅れていたものである。 今後は、契約事務の進捗状況の管理を徹底し、業務の遅滞がないようチェック体制の強化を図り、適正な事務処理に努める。		宮崎病院	修繕費の支払について、未決裁のものがあった。留意を要する。(指摘事項)	2か年度にわたって実施された緑のダム造成事業に係る森林整備事業補助金申請は、事業完了年度に行うことになっていたため、契約書の内容に不備が生じたものである。 今後は、補助金申請と同一年度内に事業が完了するよう業務を委託することとする。
	旅費について、航空賃及び宿泊料の誤りにより支給不足となっていたものがあった。善処を要する。(注意事項)	本件は、職員の航空機利用に係る旅費について、旅費支払時における航空賃及び宿泊料の積算の確認が十分に行われていなかったことにより、支給不足となっていたものである。 監査指摘後、速やかに旅費の追給の手続を行った。 今後は、旅費支払時のチェックを強化し、適正な事務処理に努める。			院内売店設置運営に係る賃貸借契約について、契約書の内容に不備なものがあった。留意を要する。(指摘事項)	支出伝票への決裁印の押印漏れがあったものである。 今後は、決裁時の押印確認を徹底するとともに、支払処理の決裁済入力時に複数名により決裁押印のチェックを行うこととし、適正な事務処理に努める。
児湯るびなす支援学校	ビニールハウス設置工事について、履行の検査確認が行われていなかった。 また、暖房用ボイラー修理工事については履行	今後は、履行の検査確認におけるチェック体制の強化を図るとともに、財務規則に従い適切な事務処理を行う。			院内の銀行ATMについて、行政財産の目的外使用許可の手続が行われていないものがあった。善処を要する。(指摘事項)	当該ATMは、売店の附属設備として売店が設置するもので、売店に係る財産貸付けの手続から漏れていたものであり、速やかに公有財産借受申請書並びに賃貸借契約書に追加した。 今後は、貸付手続に遺漏

		のないよう十分に注意し、適切な事務処理に努める。			正な旅費事務の執行に努める。
	過年度医療費の自己負担分について、収入未済率が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。（注意事項）	未収金調査員により各種手当支給日に集中的に臨戸訪問を実施したり、毎週金曜日に医事専門員も同行して夜間の臨戸訪問を実施するなど未収金の回収に努めるとともに、公費負担の医療制度等の事前説明の徹底などにより未収金の新規発生防止に努めている。 また、特に徴収困難が予想される患者に対しては、早い段階で院内で情報共有を図った上で、状況によっては、市役所等の院外の関係機関等とも連携しながら対応している。 今後とも個々のケースに応じた納入指導を徹底して収入促進に努め、収入未済率の圧縮を図る。			
	旅費について、鉄道賃の誤りにより支給不足となっているものがあった。善処を要する。（注意事項）	支給不足については、再計算の上、速やかに追給処理を行った。 今後、担当者間のチェック機能の強化を図って再発防止に努めるとともに、会計実務研修等を受講させるなど、職員の資質向上を図る。			
日南病院	過年度医療費の自己負担分について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。（注意事項）	入院・外来の医事課担当職員と未収金徴収員が連携して、電話連絡、督促状等の送付、臨戸訪問等を行い、未収金の回収に努めている。 また、未収金の発生を防止するため、医療費の支払に不安がある者に対して、医療相談員による相談や公費負担の医療制度等の事前説明を徹底した。 今後も収入促進に努め、収入未済額の圧縮を図る。			
	旅費について、宿泊料を誤り過払となっているものがあった。善処を要する。（注意事項）	過払となっていた旅費については、平成25年7月11日に返納済である。 今後は、旅行命令の宿泊地と相違ないか確認するとともに、精算時においても、担当者間で証拠書類等と十分にチェックを行い、適			

--	--